

1. 契約関連規定の一部改正のうち主なもの

●最低制限価格の改正について

最低制限価格（平戸市建設工事入札執行事務等処理規程第 15 条関係）について、以下のとおり改正しました。

①建設工事 90%⇒92%へ改正

※解体工事等についても 92%とし建設工事で一本化。

②工事を伴う業務委託 75%⇒80%へ改正

●平戸市公共工事情報の公表について

①工事の発注見通しについて、これまで上半期と下半期の 2 回に分け、ホームページにて公表しておりましたが、年度当初に 1 年間分を公表し、四半期毎に情報を更新するよう変更しました。※必要に応じて随時、追加・変更する場合があります。

●低入札制度に係る調査基準価格等の率の改正について

1 億 5000 万円以上の工事で本制度を採用した入札を実施する場合の低入札調査基準価格（下回った場合、入札内訳書を精査するため入札保留）を 90%から 92%へ変更。

また、低入札調査判断基準価格（下回った場合失格）を 70%から 75%へ変更。

（平戸市低入札価格調査制度要領第 4 条・5 条関係）

2. 新たに制定した要領等

●平戸市建設工事成績評定要領の制定について

公共工事の適正な施工等の監理・検査を行い、きめ細やかな工事成績の評定及び次年度以降の入札における格付・指名に反映させるため、令和 3 年度以降の発注工事について、県と同様の 7 段階評価により評定を行い、工事成績評定結果については、随時受注者へ通知するよう要領を制定しました。

なお、成績一覧については、四半期毎に企画財政課前で閲覧できるようにいたします。

平戸市企画財政課契約管財班
TEL（直通）0950-22-9110